

さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する意見を聴取するため、さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産官学金労言士の各分野に属し識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、原則として公開とする。

(委員の代理)

第6条 座長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させること

ができる。

2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月1日決裁)

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。